

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成する**ものです。

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和2年9月30日までを目途に**雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、緊急対応期間を

令和2年12月31日

まで延長いたします。

注意点など

- ご利用可能な特例措置の内容は、高助成率や、要件緩和など**すべて引き続き延長**となります。
- 特例期間（令和2年1月24日～）、緊急対応期間（令和2年4月1日～）いずれも同日まで延長となります。
- 支給対象期間の末日の翌日から**2ヶ月以内**に申請する必要がありますので、ご留意いただくとともに、早めの申請をお願いいたします。
- 令和3年1月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL020930企01